

# 中小企業の雇用を守り、技術をつなぐ M&Aを活用した事業再生のパートナー

担当弁護士のフットワークの良さと外部の専門家との連携で  
事業再生やM&Aを多数手がける弁護士法人みらい法律事務所。

地元・福岡県を中心に九州から関東まで、中小企業のパートナーとして幅広い支援を展開する。

## 営業利益やEBITDAが 赤字でもM&Aはできる

中小企業の創業者や二代目・三代目社長の多くは、自社と本業に強い愛着を持っている。一方、新型コロナウィルス禍などで経営が厳しくなっても、「会社の問題はこれまで内部で解決してきた。今回も自分が頑張らなければ……」と1人で抱え込み悩む人が少なくない。

「私たち弁護士法人みらい法律事務所は、中小企業の経営改善や事業再生を多数手がけています。経営改善や事業再生は早期に対応を始めることが大変重要で、時間が経てば経つほど選択肢が少なくなってしまう。経営が厳しいと悩んだときは、『この悩みは弁護士に相談するようなことなのか』『今まで弁護士に相談したことがないので不安』などと思わずに、まずはお気軽にご相談いただきたいと思います」（代表弁護士の高松康祐氏）

同事務所は福岡県を拠点とし、法人や個人の悩みを解決するパートナーとして全国規模で活動している。中でも最近対応件数が増えているのが、中小企業の事業再生とそれに伴うM&Aだ。債務超過や赤字収支な

どの理由で存続が危ぶまれる企業について、その原因を除去し、事業を再生する。

パートナー弁護士宮原三郎氏は「当事務所では、豊富な知識と実務経験を活かし、外部の税理士や公認会計士などの専門家と連携し、また、中小企業再生支援協議会などの関係機関のご協力も得ながら、自力での事業再生のほか、M&Aを用いたスポンサーによる事業再生などを支援します」と説明する。

例えば、九州に本社のある製造販売系企業の場合、本業の収益力が低下し、資金繰りが危ぶまれていた。同社は、営業利益、経常利益ともに赤字で、税引前利益に支払利息や減価償却費を加えて算出するEBITDA（イービットディーイー）も赤字という数字上は非常に厳しい状況だった。

「私たちは、経営者の想いを聞き、協議を重ね、たびたび会社にも足を運び、会社の財務状況だけでなく、事業や従業員の状況などの把握に努めながら、再生に向けての準備を進めました。そして、中小企業再生支援協議会や他の専門家と連携し、最終的に金融機関にご協力いただいた結果、適切なスポンサー企業に事業を引き継ぐことができ、現在、事業

事業再生およびM&Aサポート業務では、このような売り手側の立場の案件だけでなく、買い手側の支援も手掛けている。候補案件を探し、デューデリジェンスを行い、交渉・契約をサポートして、M&A成立後のフォローも欠かさない。

買い手側支援業務で難しいのは、対象企業の決算書の数字には表れない各種リスクを正確に把握し、それを踏まえて買収交渉を進めたり成立前に改善策を施したりする点である。

「中小企業では、未払残業代や不当解雇、最近ではハラスメントなどの労使問題が隠れていることが多くあります。また、オフィスや工場の賃貸借契約に瑕疵があるなど、M&A成立後に問題が発覚した案件もよく聞きます。当事務所の所属弁護士は、企業法務やM&Aでのデューデリジェンスへの対応はもちろん、破産した会社の問題点の調査などを行う破産管財人の経験が豊富ですので、経営リスクを未然に発見し、摘み取る

ノウハウが豊富です」（パートナー弁護士の白石直己氏）

買い手側支援では、相手企業の経営状態が悪くても、ビジネスのシナジー効果が見込める場合は前向きな検討を促すといった目利き力も求められる。弁護士法人みらい法律事務所では、「売り手の企業はなぜ経営不振に陥ったのか」「買い手の事業と融合することで再びビジネスの競争力を取り戻せる技術や販路はないか」といった視点で分析し、アドバ

## 経営者の再チャレンジに寄与する 「経営者保証ガイドライン」の活用をサポート

中小企業経営者の多くは金融機関などからの資金借入れ時に保証人となり連帯保証債務を負っている。

「経営者保証ガイドライン」は、廃業や倒産時に経営者個人が破産せず、一定の財産を維持したまま保証債務の整理を目指すルールだ。日本商工会議所や全国銀行協会が中心になって制定し、日本弁護士連合会なども運用している。

「ガイドラインを利用することで破産を回避できるケースも多く、私たちがガイドラインに則りサポートすることで、経営者と債権者それぞれの経済合理性を確保しつつ、経営者の再チャレンジと地域経済活性化に貢献します」（代表弁護士の高松康祐氏）

## 事業再生M&Aの流れと 弁護士法人みらい法律事務所の特徴 (売り手企業のイメージ)

### 会社状況の整理・方針の検討

- ・資金繰り、財務状況の確認
- ・事業、従業員の状況、契約関係の確認 など

### 外部との連携

- ・中小企業再生支援協議会
- ・税理士、公認会計士その他専門家 など

### 金融機関に対する方針の説明

### スポンサー企業の探索

- ・候補先のリストアップ・打診
- ・デューデリジェンスの実施
- ・意向表明書の受領

### 金融機関に対する M&Aを伴う再生計画の提示

### 金融機関の再生計画に対する同意

### クロージング

経営者と面談を重ね、最善の方法を探る

緊密にコミュニケーションをとり、関係者全員が1つの方向性を見出せるように調整

金融機関に対し、適切な情報提供および丁寧な説明を行い、またスポンサー企業の紹介を依頼するなどして、金融機関と協力して事業再生を目指す

円滑かつ確実な事業引き継ぎのため、法的手続き、契約関係などのフォロー

## Information

M 弁護士法人みらい法律事務所  
MIRAI LAW OFFICE

## 弁護士法人 みらい法律事務所

〒810-0023  
福岡市中央区警固1丁目12番11号  
アーバンスクエア警固6階  
TEL 092-781-4148  
URL <https://mirai-law.com/>

イスする。それは同事務所が、企業を強くし、また、苦しくなった企業は再生させることで雇用を守り、高い技術と健全な文化を次世代につないでいくことを目的に日々の業務に取り組んでいるからである。これまで携わった事業再生案件は、地元の福岡県を中心とした九州一円から関東までおよぶ。「事業の再生、経営者の皆様の再スタートのお手伝いを中心に、企業や金融機関、税理士、公認会計士からのご相談に幅広くスピーディーに対応しています」（高松氏）

地域コミュニティの核であり、日本経済の強さの源泉である中小企業の再生の専門家として全力を尽くす――。弁護士法人みらい法律事務所のクライアントの「未来」を明るくする挑戦は続く。



弁護士法人みらい法律事務所（福岡県弁護士会）  
左から：吉松翔氏（パートナー弁護士）、  
宮原三郎氏（パートナー弁護士）、高松康祐氏（代表弁護士）、  
白石直己氏（パートナー弁護士）

再生が進んでいます」（パートナー弁護士の吉松翔氏）

スポンサー選定から案件成立までは、通常、半年から1年程度という約8カ月で決着したこの案件は、弁護士法人みらい法律事務所の特徴である①担当弁護士のフットワークの良さ②中小企業再生支援協議会や外部の専門家との連携③金融機関との綿密な協議により、赤字の会社でもM&Aができることを示している。

同事務所の中小企業を対象にした

## 買い手側の支援では 事業のシナジー効果を重視